二　旧農林共済組合の組合員であった者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
三　所在不明である者又は失権した者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
四　失権をした事由及び年月日
五　特例遺族共済年金の年金証書番号
六　払渡機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十条第一項又は第五十二条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類
二　旧農林共済組合の組合員であった者の遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本
三　請求者が、旧農林共済組合の組合員であった者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
四　請求者が、旧農林共済組合の組合員であった者の死亡の当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫であるときは、障害の状態に関する診断書
五　旧農林共済組合の組合員であった者の死亡について、その妻である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であってその子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、当該遺族基礎年金の年金証書の写し（当該年金について請求中である場合には、その事実を証明する書類）
六　特例遺族共済年金の年金証書

3　第四条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、特例遺族共済年金の支給に代えて特例遺族共済一時金の支給を請求する場合について準用する。

（障害による特例退職年金の停止の解除の請求）

第二十四条　平成十三年統合法附則第三十八条第七項の規定により同条第一項又は第六項の規定による特例退職年金の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に障害の状態に関する診断書を添え、これを存続組合に提出しなければならない。
一　特例退職年金の受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
二　特例退職年金の年金証書番号
三　特例退職年金の受給権者の障害の状態

（特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合等の届出）

第二十五条　第十九条及び第二十条の規定は、特例退職年金の受給権者について準用する。この場合において、第十九条第四号中「第三十四条第一項ただし書」とあるのは「第三十八条第八項ただし書」と、第二十条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十八条第八項」と読み替えるものとする。

（平成十三年統合法の施行の日以後に減額退職年金の受給権を取得した者からの特例減額退職年金の決定の請求）

第二十六条　平成十三年統合法附則第三十九条第五項の規定により特例減額退職年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。
一　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二　請求者が、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例障害年金、特例障害農林年金又は特例遺族農林年金を受けることができるときは、その特例年金給付の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書番号（当該特例年金給付について請求中である場合には、当該特例年金給付の名称及び請求した年月日）

（削る）

（削る）

（削る）